

研究ノート

## 特別地方交付税額取消訴訟最高裁判決 —裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか

青山 浩之

### 要旨

2025（令和7）年2月27日、上告人が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、被上告人が特別交付税を減額したのは違法だとして、被上告人に対して決定の取り消しを求めた訴訟。最高裁判所は、上告人の訴えは裁判の対象となると初の判断を示した。大阪高等裁判所判決を破棄し、審理を大阪高等裁判所に差し戻した。

本稿では、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるとされた事案について、最高裁判所判決を考察した。

### 1. はじめに

ふるさと納税制度による2024年度の寄付総額は1兆2728億円となり、前年度から14%増加して5年連続で過去最高を更新した。2年連続で1兆円を超え、制度の利用は拡大し続けている。一方で、制度は本来「ふるさとへの貢献」や「応援したい自治体を自ら選ぶ」という理念を掲げていたが、実際には節税効果や返礼品を目的とした利用が中心となり、自治体間の返礼品競争が激しくなっている。総務省は返礼品ルールの改正を繰り返しているものの、民間事業者が新たな手法を生み出す状況が続き、規制と対抗策が続いている。本来の趣旨に沿った運用が重要で、制度の抜本的な見直しが必要だ。

ここでは、ふるさと納税制度をめぐる最高裁判所判決を見ていく。2025（令和7）年2月27日、控訴審大阪高等裁判所判決を破棄し、上告審の最高裁判所判決により、被上告人の請求が却下された事案である。

本件は上告人泉佐野市が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、被上告人国

が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟。最高裁判所第一小法廷は、自治体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判の対象となると初の判断を示した。大阪高等裁判所判決を破棄し、審理を大阪高等裁判所に差し戻した。

本稿では、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるとされた事案について、最高裁判所判決を考察した。

第一審 大阪地裁 令和2（行ウ）66  
2021（令和3）年4月22日 中間判決  
第一審 大阪地裁 令和2（行ウ）66  
2022（令和4）年3月10日  
控訴審 大阪高裁 令和4（行コ）53  
2023（令和5）年5月10日  
上告審 最高裁第一小法廷 令和5（行ヒ）297  
2025（令和7）年2月27日

### 2. 事案概要

2019年度における市町村に係る特別交付税の

額の算定方法の特例を定めた、特別交付税に関する省令附則5条21項（令和2年総務省令第111号による改正前のもの）及び同附則7条15項（令和2年総務省令第12号による改正前のもの。以下「本件各特例規定」という）は、いわゆるふるさと納税として地方税法37条の2及び同法314条の7の規定により個人の都道府県民税及び市町村民税（個人住民税）の特例控除の対象となる寄附金（ふるさと納税寄附金）に係る収入が多額であることをもって、特別交付税の額を減ずるものであって、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるから、本件各特例規定に基づいて泉佐野市に対して交付する2019年度の特別交付税の額を算定した本件各決定は違法であるとして、本件各決定の取消しを求める事案である。

第一審の大阪地裁2021（令和3）年4月22日の中間判決では、最高裁昭和56年判決を基準に「地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、法令の適用により終局的に解決することができるものに該当する」、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たると肯定された。本件各特例規定は、地方交付税法15条1項の委任の範囲を逸脱し違法なものとして、本件各決定を取消した。これに対し、控訴審の大阪高裁2023（令和5）年5月10日の判決は、第一審大阪地方裁判所判決を覆し、裁判所法3条1項のいう法律上の争訟に当たらないとし、大阪地方裁判所判決を取り消し、訴えを却下する判決を判断した。そこで、上告審の最高裁2025（令和7）年2月27日の判決では、法律上の争訟に当たらないとした控訴審の大阪高裁を破棄し、審理を大阪高裁に差し戻す判決を言い渡した。

## 2.1 事案の背景

ふるさと納税は、都市部と地方の格差などにより、税収減少の自治体に対しての格差是正を推進することを目的に2008（平成20）年に始まった制度である。この制度は、当時福井県知事の問題提

起で、大都市集中の傾向が強くなり、地方は将来を担う子供に未来を託しコストを費やしても、その子供たちは大都市圏へ流出することが懸念されました。ふるさと納税は、都市と地方の行政収支のバランスを是正することを目的として、「故郷」に寄付することで、自治体は育てた子供たちからコストを回収することを期待する制度である。

泉佐野市は2018年度、ふるさと納税制度で寄付を募り、全国トップの約498億円を獲得した。総務省は2019（令和元）年12月、特別交付税額の算定に当たり、寄付金収入を考慮するよう省令を改正。その結果、同市の2019年度の交付額は前年度比約89%減の約5300万円にとどまった。

2019（令和元）年5月、総務省は制度の趣旨を逸脱した過度な返礼品で著しく多額の寄付を受領したとして泉佐野市を新制度からの除外を決定した。6月、泉佐野市は国の決定を不服として国地方係争処理委員会に審査を申し立てた。9月、国地方係争処理委員会は地方自治法250条の14第1項に基づき再検討を勧告した。10月に再度の検討の結果、不指定の判断を維持するが決定した11月、泉佐野市は国の決定を不服として、地方自治法251条の5第1項2号に基づき、大阪高等裁判所に決定の取り消しを求めて提訴した。2020（令和2）年1月30日、大阪高等裁判所は、泉佐野市の訴えを棄却する判決を言い渡した。2月、泉佐野市は最高裁判所に上告。6月30日、最高裁判所は大阪高等裁判所の判決を破棄し、泉佐野市の新制度からの除外決定を取り消した。

## 3. 判決要旨

### 3.1 2023（令和5）年5月10日 控訴審福岡高裁の判断の概要

#### 3.1.1 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否か

「行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法

律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」(最判平成14・7・9民集56巻6号1134頁)の判示を検討すると、「司法権(憲法76条1項)が審判する権限が及ぶ紛争であり、司法権の概念には国民の裁判を受ける権利の保障が反映されていると解される。このような見地に立ち、『当事者』の面から見ると、基本的に個々の国民が提起する争訟であって、その具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争がこれに該当し、国と地方団体を当事者とする紛争は、個々の国民と同様の立場に立って行うもの(財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合)は格別として、双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないと解するのが相当である」とし、「その解決は、行政権内部の調整に委ね、その適正性については、国会審議等の民主的な統制の対象とすることによって確保するのを基本とし、紛争によって、裁判所で解決するのがふさわしいものについて、法律によって特に権限が定められた場合には、裁判所はこれを裁判する権限を持つことになる」と解すべきである」。

### 3.1.2 地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否か

「地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規(地方交付税法)の適用の適正をめぐる一般公益(地方団体全体の利益)の保護を目的として係争するもの」であり、「自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』には当たらない」。

## 3.2 2025(令和7)年2月27日 最高裁判所第一小法廷の判断の概要

### 3.2.1 大阪高等裁判所の判決を判断し、訴えを却下した。

「地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体がそれぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として係争するものというべきである。したがって、本件訴えは、行政主体としての上告人が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものとみることにはできないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらない。」

### 3.2.2 大阪高等裁判所の判断の是認することができない理由

- (1) 「裁判所法3条1項にいう法律上の争訟とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものをいう(最高裁昭和51年(オ)第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁参照)<sup>注1)</sup>」。
- (2) 「地方団体は、国とは別個の法人格を有し、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるところ(地方交付税法2条2号、地方自治法1条の2、1条の3第1項、第2項、2条1項、2項)、地方交付税は、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、国が、地方団体に対し、条件を付け又はその用途を制限することなく、交付するものである(地方交付税法1条、2条1号、3条2項)。そして、特別交付税は、このような地方交付税の一種であり、交付されるべき具体的な額は、総務大臣がする決定によって定

められるものである（同法4条2号、6条の2第1項、15条1項、2項、16条1項）。

- (3) 「特別交付税の交付の原因となる国と地方団体との間の法律関係は、上記決定によって発生する金銭の給付に係る具体的な債権債務関係であるといえることができる。したがって、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、国と当該地方団体との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に当たるといえるべきである」。
- (4) 「特別交付税の額の決定は、地方交付税法及び特別交付税に関する省令に従ってされるべきものであるから、上記訴えは、法令の適用により終局的に解決することができるものといえる」。

#### 4. 特別地方交付税額取消訴訟

##### 4.1 大阪地裁判決と大阪高裁判決

大阪地裁2021（令和3）年4月22日の中間判決は、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、国が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟である。地方交付税の性質は、①地方団体が自らの事務を行うために交付されるもの。②国の地方団体に対する支出金の性質を持つもの。③額の算定方法、交付時期は地方交付税法の定めを根拠とし、「地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関するものであるといえる」。ゆえに、地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、最高裁昭和56年判決を基準に「地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、法令の適用により終局的に解決することができるものに該当するから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』に当たる」と述べ、特別交付税の額の決定の取消しを求めるものであり、「法律上の争訟」に当たると

肯定された。被告の主張に対しては、最高裁平成14年判決<sup>注2)</sup>について触れ「国又は地方公共団体の提起した訴訟の『法律上の争訟』性を判断する場合一般に及ぶところ、本件訴えは、実質において法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであるから、最高裁平成14年判決に照らして『法律上の争訟』性を欠く」と主張した。「本件訴えは、原告（地方団体）が被告（国）に対して特別交付税の額の決定の取消しを求めるものであって、原被告間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求めるものではない。そうすると、最高裁平成14年判決は、事案を異にし、本件に適切でない」と述べ被告主張を採用しなかった。原告の請求をいずれも認容し、被告が本件控訴を提起した。

これに対して、大阪高裁2023（令和5）年5月10日の判決は、第一審大阪地方裁判所判決を覆し、被控訴人の請求が却下された。本件は被控訴人が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、控訴人が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟。裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かについて、最高裁平成14年判決について「行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」の判示を検討すると、「司法権（憲法76条1項）が審判する権限が及ぶ紛争であり、司法権の概念には国民の裁判を受ける権利の保障が反映されていると解される。このような見地に立ち、『当事者』の面から見ると、基本的に個々の国民が提起する争訟であって、その具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争がこれに該当し、国と地方団体を当事者とする紛争は、個々の国民と同様の立場に立つて行う

もの（財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合）は格別として、双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないと解するのが相当である」とし、法律上の争訟に該当しないと判断した。「その解決は、行政権内部の調整に委ね、その適正性については、国会審議等の民主的な統制の対象とすることによって確保するのが基本とし、紛争によって、裁判所で解決するのがふさわしいものについて、法律によって特に権限が定められた場合には、裁判所はこれを裁判する権限を持つことになる」とし、行政主体同士の紛争は、行政内部の調整に委ねられるとして、裁判の対象に当たらない。地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かについて、「地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐって一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するもの」であり、「自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』には当たらない」と判断した。上記のように、第一審大阪地方裁判所判決、地方交付税の配分を巡る紛争について「地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものである」と判断。「法令の適用によって、最終的に解決できる」として、法律上の争訟にあたるとの考えを覆し、最高裁平成14年判決を採用し、裁判所法3条1項のいう法律上の争訟に当たらないとし、第一審大阪地方裁判所判決を取り消し、訴えを却下する判決を判断した。

## 4.2 最高裁第一小法廷判決

### 4.2.1 大阪高等裁判所の判断

大阪高裁の判決は、「地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐって一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するもの」であり、「自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』には当たらない」と判断し、訴えを却下した。

### 4.2.2 大阪高等裁判所判断の是認することができない理由

- (1) 地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、最高裁昭和56年判決を基準に「地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、法令の適用により最終的に解決することができるものに該当するから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』に当たる」と述べ、特別交付税の額の決定の取消しを求めるものであり、「法律上の争訟」に当たると肯定された。
- (2) 地方交付税の性質は、①地方団体が自らの事務を行うために交付されるもの。②国の地方団体に対する支出金の性質を持つもの。③額の算定方法、交付時期は地方交付税法の定めを根拠とし、「地方交付税は、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、国が、地方団体に対し、条件を付け又はその用途を制限することなく、交付するものである（地方交付税法1条、2条1号、3条2項）。そして、特別交付税は、このような地方交付税の一種であり、交付されるべき具体的な額は、総務大臣がする決定によって定められるものである（同法

4条2号、6条の2第1項、15条1項、2項、16条1項)。」と述べ、「特別交付税の交付の原因となる国と地方団体との間の法律関係は、上記決定によって発生する金銭の給付に係る具体的な債権債務関係であるということが出来る。」とした。そうすると、特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、最高裁昭和56年判決を基準に「地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」に当たる。かつ、特別交付税の額の決定は、地方交付税法及び特別交付税に関する省令に従ってされるべきものであり、法令の適用により終局的に解決することができる。

以上、特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たると判断された。

#### 4.2.3 最高裁第一小法廷判決

地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、最高裁昭和56年判決を基準に、「特別交付税の交付の原因となる国と地方団体との間の法律関係は、上記決定によって発生する金銭の給付に係る具体的な債権債務関係である」かつ特別交付税の額の決定は、地方交付税法及び特別交付税に関する省令に従ってされるべきものであり、法令の適用により終局的に解決することができる」と述べ、特別交付税の額の決定の取消しを求めるものであり、「法律上の争訟」に当たると肯定された。以上、特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たると判断された。控訴審判決では、「双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないと解するのが相当である」とし、行政主体同士の紛争は、行政内部の調整に委ねられるとして、裁判の対象に当たらないとした。しかし、最高裁判決では、地方交付税法及び特別交付税に関しては、控訴審判決を否定し、「特別交付税の減額決定の取り消しを求める訴えは、金銭給付に関す

る具体的な権利義務や法律上の紛争に当たる」とし、地方交付税法及び特別交付税に関する省令に従ってされるべきものであり、法令の適用により終局的に解決される」とし、裁判で争えると判断した。特別交付税の分配に関する国と自治体との紛争が裁判の審理対象に該当するかが争点となった事案。行政主体間による紛争による解決を開くものとなると注目される。

## 5. おわりに

2025(令和7)年2月27日、控訴審大阪高等裁判所判決を破棄し、上告審の最高裁判所判決により、被上告人の請求が却下された事案である。

本件は上告人泉佐野市が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、被上告人国が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟。最高裁判所第一小法廷は、自治体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、「特別交付税の減額決定の取り消しを求める訴えは、金銭給付に関する具体的な権利義務や法律上の紛争に当たる」とし、裁判の対象となると初の判断を示した。大阪高等裁判所判決を破棄し、訴えは審理を大阪高等裁判所に差し戻した。

争点は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かが問題となった。第一審大阪地方裁判所では、地方交付税の配分を巡る紛争について「地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものである」と判断。「法令の適用によって、終局的に解決できる」として、法律上の争訟に当たると判断した。これに対して、控訴審大阪高等裁判所では、国も自治体も行政権の主体同士であり、解決するためには行政内部で調整すべきだとして、「法律上の争訟に該当しない」と判断し、被控訴人の請求が却下された。そこで、上告審の最高裁判所では、「特別交付税の減額決定の取り消しを求める訴えは、金銭給付に関する具体的な権利義務や法律上の紛争に当たる」とし、地方交付税法及び特別交付税に関す

る省令に従ってされるべきものであり、法令の適用により終局的に解決される」とし、裁判で争えろと判断した。

この特別交付税を額の決定の取り消しを求めた訴訟は、「法律上の争訟」に当たるか否かについて争われた事案、行政主体間による紛争による解決を開くものとなると判断が注目される。

本稿では、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるとされた事案について、最高裁判所判決を考察した。

### 【追記】

2025年(令和7年)10月9日、差し戻し審の大阪高等裁判所は、総務省が2019年に行った特別交付税の減額決定について、ふるさと納税による寄付収入は地方交付税法が定める交付税算定の基礎となる収入項目には当たらないと指摘し、寄付金を一定額集めたことを理由に省令を改正して減額した国の対応は、同法の委任範囲を逸脱した違法なものであると判断した。「減額決定は違法であり、法の範囲を逸脱している」と述べ、市側勝訴とした差し戻し前の大阪地裁判決を支持して国側の控訴を棄却した。判決は、地方交付税法が特別交付税の具体的内容を省令に委ねている趣旨は、自治体を取り巻く状況の変化に国が柔軟に対応するためであるとしつつも、同法には特別交付税の算定根拠となる項目に寄付金収入が含まれていないことを明確に示し、寄付収入を理由とする減額は法の枠組みを超えるもので無効であると結論づけた。また、特別交付税の税額をめぐる国と市の争いが裁判の対象となる「法律上の争い」に当たるかも争点となったが、大阪高等裁判所は国と市の間には具体的な債権債務関係が存在すると認定し、司法審査の対象となる法律上の争訟に該当すると判断した。

### 注

- (1) 最判昭和56・4・7民集35巻3号443頁「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することの

できる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」

- (2) 最判平成14・7・9民集56巻6号1134頁「国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといふことはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される」

### 参考文献

- (1) 阿部泰隆・泉佐野市編(2021)『泉佐野市ふるさと納税訴訟 法治国家と地方自治を守った最高裁逆転勝訴判決』信山社
- (2) 曾和俊文・山田洋・亘理格(2023)『現代行政法入門第5版』有斐閣
- (3) 秦博美(2021)『自治体の行政執行と法治主義』共同文化社
- (4) 櫻井敬子・橋本博之(2019)『行政法第3版』弘文堂
- (5) 黒田武一郎(2018)『地方交付税を考える 制度への理解と財政運営の視点』ぎょうせい
- (6) 人見剛(2021)『法律上の争訟に関する宝塚判決の拡大適用の終焉—大阪地裁2021(令和3)年4月22日中間判決と福岡高裁那覇支部2021(令和3)年12月15日判決』法律時報94巻4号
- (7) 西上治(2022)『特別地方交付税の額の決定取消請求訴訟の法律上の争訟性』ジュリスト1567号
- (8) 堀澤明生(2022)『泉佐野市特別交付税額決定取消訴訟第一審』新・判例解説 Watch vol.31
- (9) 田中謙太(2025)『泉佐野市特別交付税額決定取消訴訟最高裁判所判決』新・判例解説 Watch vol.37
- (10) 昭和51(オ)749 寄付金返還 1981(昭和56)年4月7日 最高裁判所第三小法廷 民集35巻3

- 号 443 頁
- (11) 平成 10（行ツ）239 建築工事続行禁止請求事件  
2002（平成 14）年 7 月 9 日 最高裁判所第三小  
廷 民集 56 卷 6 号
- (12) 令和 2 年（行ヒ）68 不指定取消請求事件 2020  
（令和 2）年 6 月 30 日 最高裁判所第三小法廷  
民集第 74 卷 4 号 800 頁
- (13) 令和 2 年（行ウ）66 特別地方交付税の額の決定  
取消請求事件 2021（令和 3）年 4 月 22 日 大阪  
地方裁判所
- (14) 令和 2 年（行ウ）66 特別地方交付税の額の決定  
取消請求事件 2022（令和 4）年 3 月 10 日 大阪  
地方裁判所
- (15) 令和 4 年（行コ）53 特別地方交付税の額の決定  
取消請求事件 2023（令和 5）年 5 月 10 日 大阪  
高等裁判所
- (16) 令和 5 年（行ヒ）297 特別地方交付税の額の決  
定取消請求事件 2025（令和 7）年 2 月 27 日 最  
高裁判所第一小法廷判決
- (17) 令和 7 年（行コ）22 特別地方交付税の額の決定  
取消請求事件 2025（令和 7）年 10 月 9 日 大阪  
高等裁判所

**Supreme Court ruling on special grant tax cancellation lawsuit:  
Does it fall under the “legal dispute” stipulated in Article 3,  
Paragraph 1 of the Court Act**

AOYAMA Hiroshi

**Abstract**

On February 27, 2025, the appellant filed a lawsuit against the appellee, seeking the cancellation of the appellee’s decision to illegally reduce the appellant’s special local allocation tax on the grounds that the appellant had collected a large amount of donations through the hometown tax system. The Supreme Court, for the first time, ruled that the appellant’s claim was subject to trial. It overturned the Osaka High Court’s ruling and remanded the case to the Osaka High Court for further proceedings.

This article examines the Supreme Court’s ruling on a case that was deemed to be a “legal dispute” as defined in Article 3, Paragraph 1 of the Court Act.

